i)　受動業務又は電波天文観測を保護するための制限のいかなる改定の可能性も必然的に先進的なものとなり、考慮事項f）並びに留意事項a）及びb）で述べたFSS網及びシステムに適用するのは非現実的であること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

以下をWRC-19に間に合うよう実施し、完了すること。

1　37.5-42.5GHz（宇宙から地球）、47.2-48.9GHz（フィーダリンクのみに限定）、48.9-50.2GHz及び50.4-51.4GHz（共に地球から宇宙）の周波数帯における非GSO FSS衛星システムの運用に関する技術的及び運用上の課題並びに規制条項の研究。その際、FSS、MSS及びBSSのGSO衛星網の保護を確保し、これらの周波数帯のGSO網の将来の発展を制限又は不必要に阻害することなく、更には、第21条の規定を修正することがないものとする。

2　ITU-R要請決議事項1に基づき行われた研究は、固定衛星業務の中の非GSOシステムの全ての地球局からの発射によりGSOの任意の点において発生する、又は必要に応じて静止FSS地球局に向けての等価電力束密度制限値を策定することに特に焦点を当てること。

3　上記ITU-R要請決議事項1に掲げた周波数帯で運用する非GSO FSSシステム間の共用条件の研究と策定

4　上記ITU-R要請決議事項1に記した周波数帯で運用中の、又は運用を計画している通信網及びシステムからのFSS混信効果の総和の研究を含め、上記認識事項i）を考慮し、36-37GHz及び50.2-50.4GHzの周波数帯のEESS（受動）の非GSO FSSの送信からの保護を確保するための決議第750（WRC-15、改）の修正が必要となる可能性の研究

5　上記ITU-R要請決議事項1に記した周波数帯で運用中の、又は運用を計画している通信網及びシステムからのFSS混信効果の総和の研究を含め、上記認識事項i）を考慮し、42.5-43.5GHz、48.94-49.04GHz及び51.4-54.25GHzの周波数帯の電波天文の非GSO FSS送信からの保護の確保に向けた研究

以下を更に決議し、

上記研究の結果を検討し適切な措置を執ることをWRC-19に要請すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に参加すること。

追　　決議第160（WRC-15）　　高高度プラットフォーム局により実現される広帯域アプリケーションの利用促進

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　サービスが十分提供されていない地域、過疎地及び遠隔の地域では、より多くの広帯域接続及び電気通信サービスへの需要があること。

b)　現在の技術は、高高度で運用される基地局により実現される広帯域アプリケーションに使用できること。

c)　高高度プラットフォーム局（HAPS）は、山岳、沿岸及び砂漠地域を含む遠隔の地域において無線広帯域サービスの導入を可能にする固定広帯域接続を提供する可能性のある一つの手段であること。

d)　HAPS間回線を使用するHAPSは、最小限の地上網基盤で広帯域接続を提供できること。

e)　HAPSは、災害復旧通信にも使用される可能性があること。

f)　一部の新たな事業体が、20-50kmの高度で数か月間、直下の地面に対する公称固定点にあり、軽量かつ太陽電池駆動による航空機及び飛行船を用いて広帯域を実現する試験を現在実施していること。

以下を認識し、

a)　既存の業務及びそれらのアプリケーションは、HAPSアプリケーションから保護されること。また、既存業務の将来的発展に対して何ら不当な制約がHAPSにより課せられないこと。

b)　HAPSは、第1.66A号の中で、20-50kmの高度において地球に対して相対的な公称固定点にある物体に設置された局として定義され、第4.23号に従うことを条件としていること。

c)　WRC-97が47.2-47.5GHz及び47.9-48.2GHzの周波数帯においてHAPSのための世界的規模の特定を追加したこと、WRC-2000がその周波数範囲での降雨減衰に対する懸念から、第二地域外において27.9-28.2GHz（固定ダウンリンク）及び31.0-31.3GHz（固定アップリンク）を組み合わせた周波数帯に対してHAPSの特定に合意したこと並びにWRC-12では6440-6520MHz（HAPSから地上）及び6560-6640MHz（地上からHAPS）の固定業務においてHAPSを指定する脚注第5.457号に5か国が追加されたこと。

d)　WRC-2000が、一部の国における第5.388A号及び第5.388B号に基づくHAPS回線のためのスペクトルの追加特定を決定したこと。

e)　現行のHAPSの特定は、今日の広帯域通信の性能を考慮に入れて決まったものではなかったこと。

f)　勧告第34（WRC-12、改）が、無線周波数スペクトルの利用を改善し調和をとるためには全世界的に共通な分配を行うことが望ましいと指摘したこと。

g)　WRC-12以降、太陽光発電パネル効率、充電池エネルギー密度、軽量複合素材、自律型航空電子機器及びアンテナ技術の高度化による技術の進歩がHAPSの実現性を向上させる可能性があること。

h)　付録第30B号プランの区域分配、付録第30号及び第30A号に従うプラン及びリストの中の割当て並びに付録第30B号リストの中の割当ては保護されること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　固定業務における、広帯域接続を提供するHAPSの中継回線及び固定端末回線のための追加のスペクトル需要を、以下を考慮して研究すること。

- HAPSシステムの現行の特定及び導入
- HAPS広帯域システムに想定される導入シナリオ及び遠隔の地域のような場合における関連要件
- 技術の高度化、周波数効率化手法、及びそれらの導入によるHAPSの進化を含む、HAPSシステムの技術的及び運用上の特徴

2　ITU-R要請決議事項1により実施した研究に基づき、HAPSのための現行の特定に関する地理的及び技術的制約などの規制条項を考慮しつつ、認識事項c）における現行の特定を世界的又は地域的に使用することの妥当性を研究すること。

3　HAPS回線の使用を世界的又は地域的レベルで促進するため、認識事項c）における特定に関する現行の脚注及び付随する決議への適切な修正を、現在特定されている周波数帯に限定して研究すること並びに特定済の周波数がHAPS用として技術的に適していない場合、不適切な特定を削除する可能性を研究すること。

4　ITU-R要請決議事項2及び3によっても満たすことができないようなHAPSの中継回線及び固定端末回線のためのスペクトル需要に応えるため、固定業務に一次的基礎で既に分配され、どの地域でも付録第30、第30A及び第30B号に従うことを条件としない下記の周波数帯を研究すること。

- 世界的レベル：38-39.5GHz、及び
- 地域的レベル：第二地域の21.4-22GHz及び24.25-27.5GHz

以下を更に決議し、

1　ITU-R要請決議事項3及び4に示した研究は、ITU-Rにおいて既に行われた研究を考慮し、特定された周波数範囲の分配を受けた既存業務の保護を確保するための共用及び両立性の研究並びに必要に応じて隣接帯域の研究を含むこと。

2　ITU-R要請決議事項3に基づき研究された修正は、付録第30B号に従うことを条件とする周波数帯におけるHAPS回線の使用を考慮しないこと。